

令和5年度子どものための教育・保育給付費の各種加算認定手続きについて

資料1-5

○昨年度からの変更点等

※参考資料1-10「令和5年度民間保育所子どものための教育・保育給付費等におけるその他の加算の認定申請について（通知）」を参照

1. 新たな加算として衛生管理加算を追加します。

【加算の目的とねらい】

原則、保育所での使用済み紙おむつの処分の徹底と、保護者の持ち帰りの負担や実費負担をなくすこと。

【加算単価】 0～2歳クラスの児童一人当たり **254円** 各月初日の0～2歳児クラスの市内児童

【加算要件】 使用済み紙おむつを**施設において、法令等に従い適切な方法で処理**していること。

なお、本加算を受ける場合で、既存の運営規定及び重要事項説明書に使用済み紙おむつの処分に係る実費徴収が規定されている場合は、必要に応じた当該運営規程及び重要事項説明書の改定を行うこと。

「法令等」とは廃棄物の処理及び清掃に関する法律やそれに伴う施行令、施行細則等を言います。

【今後の予定】 5月 給付費において暫定支払開始予定
6月 申請書提出（次期電子申請システム（オンライン手続かわさき）での申請を想定）
7月以降 申請書審査後に支給決定（4月分も遡及して支給）

申請内容によっては、個別に確認させていただく場合があります。

2. その他の加算について

- ・障害児保育費認定協議について、令和4年度と同様、書面による認定（夏頃）と書面に加えて行動確認を要する場合の認定（秋以降）とで2回に分けて行います。